



2024年11月18日

各 位

会 社 名 株式会社サカイホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 朝田 康二郎
(コード番号 9446 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役員 宮下 邦彦
(TEL. 052-262-4730)

当社連結子会社に対する控訴審判決に関するお知らせ

当社連結子会社（株式会社エスケーアイ他4社）は、2024年3月15日付「当社連結子会社に対する控訴の提起について」でお知らせしましたとおり、2023年12月25日付の名古屋地方裁判所による当社連結子会社勝訴判決に対して、控訴の提起を受けておりましたが、2024年11月15日付で名古屋高等裁判所より判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 判決のあった裁判所
名古屋高等裁判所
- (2) 判決のあった年月日
2024年11月15日

2. 訴訟の経緯及び判決の内容

2022年11月1日付「当社連結子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社元代表取締役兼連結子会社元役員1名（以下「控訴人」と言います。）より、控訴人が当社連結子会社の役員解任によって損害を被ったとして、2,100万円の損害賠償を求める訴訟の提起を受けました。本訴訟に関しては、名古屋地方裁判所が原告の請求を棄却する旨の判決（以下「第一審判決」と言います。）を下しましたが、控訴人は第一審判決を不服として、本控訴を提起し名古屋高等裁判所にて係争中でした。

これに対して、名古屋高等裁判所より、控訴人の個人的費用の付替え及び付替え企図による忠実義務違反行為の事実は認められるものの、当社連結子会社の役員解任について会社法が規定する「正当な理由」には相当しないとして、第一審判決を取消し控訴人の請求を一部認容する旨の判決の言渡しを受けました。

3. 今後の対応

今後の対応につきましては、判決内容を精査し、決定いたします。開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上